

令和2年度

米子市会計年度任用
短時間勤務職員採用試験

受 験 案 内

○ 人権教育推進員

令和3年1月29日
米子市

【試験日・試験場所】

試 験 日	試 験 場 所
令和3年2月21日（日） （受付時間）8：40～8：55	応募者に別途お知らせします。

【受付期間】

令和3年2月1日（月）～2月15日（月）

（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除きます。）

- 受付時間 8時30分 ～ 17時15分
- 郵送による申込みは、令和3年2月15日までの消印のあるものに限り、受け付けます。

【採用職種・採用予定人員・職務内容】

試験区分	採用予定人員	職務内容
人権教育推進員	1人程度	総合政策部人権政策課に勤務し、同和問題を始めとする様々な人権問題に関する教育啓発活動等に従事します。

【受験資格】

- 普通自動車運転免許を有する人（AT限定可）
- パソコンの基本操作（文章作成や表計算ソフトへの入力等）ができる人
- 地方公務員法第16条の規定に該当しない人（次のいずれにも該当しない人）
 - ・米子市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【試験方法】

区分	試験の内容
作文試験	文章による表現能力についての筆記試験 【解答時間…… 1時間】
面接試験	人柄、識見などについての面接

【合格者の決定】

- 合格者は、作文試験及び面接試験の得点を合計した得点の高い順に決定します。
なお、作文試験及び面接試験にはそれぞれ一定の基準があり、この基準に満たない場合は、合計得点にかかわらず不合格とします。

【合格者の発表】

発表時期	発表の方法
3月1日（予定）	合否については、郵送により通知します。

【合格者の採用及び勤務条件】

採 用	令和3年4月1日の予定
報 酬	報酬は、月額141,058円です。 このほかに、通勤手当相当の額、期末手当が、それぞれの条件により支給されます。
勤 務 時 間	勤務時間は、1週間当たり30時間です。 1日の勤務時間は、原則として8時30分から17時15分までの間で、1日につき7時間45分を限度として割り振られます。 日曜日若しくは土曜日又は夜間に勤務することもあります。
任 用	任用期間は、1年以内の期間です。 任期満了後、再度の任用を行う場合があります。再度の任用を行う場合は、採用日から起算して勤続5年を超えない範囲内で、年度ごとに勤務実績、健康状態等を考慮の上、決定します。(職の改廃等がある場合を除く。) 再度の任用時において、前年度までの会計年度任用短時間勤務の経験を加えて市長が定める上限の範囲内で、再度報酬月額を定めます。
そ の 他	健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の適用があります。

○採用時まで給与改定・制度改正があった場合は、それによります。

【受験手続】

申 込 先	米子市総合政策部人権政策課 (第2庁舎1階) 〒683-8686 米子市東町161番地2 電話 (0859) 23-5415 (人権啓発担当) [郵送で申し込む場合] ※ 封筒の表に赤字で「人権教育推進員 受験申込」と書いてください。 ※ 受験票返信用として、返信用封筒を同封してください。 ※ 返信用封筒には、受取人の宛先(郵便番号・住所)及び氏名を記入の上、84円切手を貼ってください。
提 出 書 類	受験申込書及び自己紹介カード 各1部 受験申込書及び自己紹介カードに必要事項を記載し、提出してください。
受験票の交付	申込者には、申込み時に受験票を交付します。 郵送による申込者には受験票を郵送しますが、2月18日までに到着しないときは、米子市総合政策部人権政策課 [電話(0859)23-5415] に問い合わせてください。

【その他】

- 車椅子等で来場される場合は、受験申込み時に、その旨を申し出てください。
- 受理した提出書類は、返却しません。
- 詳しいことは、米子市総合政策部人権政策課人権啓発担当にお尋ねください。